

## 船舶事故調査報告書

平成21年12月10日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）  
 委 員 山 本 哲 也  
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成21年8月28日 16時30分ごろ
発生場所	広島県尾道市大浜崎 <sup>おのみちしおおはまざき</sup> 東南東沖 大浜崎灯台から真方位104°4,400m付近 （概位 北緯34°20.9′ 東経133°13.2′）
事故調査の経過	平成21年9月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <sup>ちようえい</sup> 長栄丸、4.99トン HS3-30601（漁船登録番号）、個人所有 10.30m(Lr)×2.62m×0.77m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和54年9月11日
乗組員等に関する情報	船長 男性 78歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年7月2日 免許証交付日 平成19年4月24日 （平成24年4月29日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、底びき網漁業の目的で、平成21年8月28日07時00分ごろ、広島県尾道市吉和漁港 <sup>よしわ</sup> を出港し、同県当木島 <sup>あてぎ</sup> 西方沖から北西方に移動しながら操業を繰り返し行っていた。 船長は、16時30分ごろ同県向島 <sup>むかい</sup> の観音崎南東方沖の森ノ瀬 <sup>もりのせのす</sup> ノ洲付近において、船尾で投網作業を行っていたところ落水した。甲板員は、操舵スタンドの前で船尾に背を向けた状態で立っていたところ、船長の声が聞こえて船尾を振り返ったところ、船長の姿が見当たらなかった。 甲板員は、機関を停止したのち、船尾に赴き、浮き上がった船長に向かって救命浮輪を投げ、救命浮輪につかまっていた船長を船上に引き揚げようとしたが、1人では重くて引き揚げることができず、沈みかかった船長の胸元にロープを巻きつけて固定し、無線で僚船に救助を要請して僚船の助けを借りて船長を船上に引き揚げ、手配した救急車で病院に搬送したが死亡が確認された。 死亡時刻は18時25分、死亡の原因は溺水と検案された。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 2.5m/s、気温 29.3℃ 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、上下ともジャージを着用し、ゴムの長靴を履いていたが、救命胴衣を着用していなかった。また、脚が弱っており、膝を曲げるのが不自由であった。なお、引き揚げられたときには、左足の長靴が脱げていた。 底びき網は、先端が袋状になっており、網の上部には浮きが、下部には錘がそれぞれ付けられていた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 なし なし 船長の死因は、溺水であった。 船長は、底びき網を投網中に落水したものと考えられる。 船長は、左足に網が絡まって落水した可能性があると考えられるが、落水した状況については明らかにすることはできなかった。 本事故は、救命胴衣を着用していれば、溺水に至らなかった可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、森ノ瀬ノ洲付近において投網作業中、船長が落水したため、発生したものと考えられる。</p>	